

ASKが「『のまネコ』はイッキ飲み・アルハラを助長しています！」と指摘、avexに要望書を送った。

[ASK\(アスク\)\(アルコール薬物問題全国市民協会\)](#)
同サイト・「[イッキ飲み・アルハラ防止のページ](#)」より抜粋

「のまネコ」はイッキ飲み・アルハラを助長しています！

モルドバ共和国出身のグループ「O-ZONE」の"Dragostea Din Tei"という歌がヨーロッパを中心に大ヒット。日本ではこれを替え歌にし、それに合わせた手作りアニメがネットで広まっています。

サビの歌詞を「飲ま飲まイエイ」と漢字表記したために、アニメの中では一升瓶を持ったかわいいいネコのキャラクターが、イッキ飲みやイッキ飲ませをするシーンが繰り返してきます。

<http://pya.cc/pyaimg/pimgstop.php?imgid=7653>

wiki編集注：現在、削除されました

このアニメが月刊誌「ネットランナー」などで紹介され、レコード会社のエイベックスの目に留まりました。エイベックスは、この曲のCD販売権利を買い取り、CDのジャケットにネコの絵を載せて販売。宣伝のためのプロモーションビデオとして、例のアニメを元に作りました。このアニメを収録したDVD付きのCDも売っているそうです。

これをSMAPなどがテレビで取り上げたことで、さらに人気に火が付き、8月16日付けのCD売り上げのトップを記録するなど、大ブームに発展しました。

この人気を受けて、エイベックスでは、このネコに「のまネコ」という名前を付け、ヌイグルミやTシャツなどの販売を開始。

【のまネコグッズ】

<http://ecweb1.avexnet.or.jp/sa4web/wMENU.asp?menu=artist&ACode=NN050901&sel=artists>

9月に入り、この件についてASKに電話やメールで多くの問い合わせが寄せられました。ASKでは9月13日付けで、エイベックス本社社長宛に緊急の要望書を送りました。

寄せられた電話やメールの内容は[こちら](#)をごらんください。

エイベックス社とのやりとり

13日 要望書送付

14日 13日付要望書に不備があったため、謝罪・訂正した要望書を再送付。

不備の内容：ネット上のフラッシュアニメとエイベックス社のDVDのフラッシュアニメとを混同したこと。エイベックス社のアニメには、「死ぬまで飲め！」といったイッキ飲み強制シーンはなかった。

ASKからの要望の概要：エイベックス社のDVDにイッキ飲みの強制場面がないことは確認したが、「のまのまイエイ」という歌に乗り、イッキ飲みシーンが繰り返して出てくるのは、イッキ飲みを助長するもの。そのため、以下の3点を要望。

1) 「恋のマイアヒ」DVDはじめ関連商品からイッキ飲みととられる場面を削除すること

2) 「のまネコ」グッズにお酒を持たせないこと

3) 社としてイッキ飲み防止のため何らかのアピールをすること

20日 エイベックス社から、マスコミ各社に訂正文を送付するよう求める16日付書面が届く。付言として、同社のフラッシュコンテンツでは、「ネコは他のネコに対して一気飲みを強要しているのではなく、他のネコが一気飲みをしている状況を制止しようとしている映像になっております」と、イッキ飲みを助長するものではないと主張する記述があった。

29日 同社に対し、「イッキ飲みシーンが繰り返し登場し、ジャケットにも同様のシーンが掲載されている」ことから、「エイベックス社にはイッキ飲みシーンをアピールする意図がある」と考える」ことを書面で伝え、前述の3つの要望を再度訴えた。同日、要望書の訂正も含めたこれまでの経緯をマスコミ各社にFAX。

アルコールハラスメント関連リンク先

ASK アルコール薬物問題全国市民協 <http://www.ask.or.jp/> 03-3249-2551
主婦連合会 <http://www.shufuren.gr.jp/>
日本PTA全国協議会 <http://www.nippon-pta.or.jp/>
日本PTA全国協議会 03-5545-7151 北海道高等学校PTA協議会(以下略) 011-232-0007
茨城県 029-221-1448 埼玉県 048-822-3690 神奈川県 045-432-5889
東京都 03-3294-0281 長野県 026-223-2015 岐阜県 058-253-8069
静岡県 054-255-4678 愛知県 052-261-5886 三重県 059-223-1881
京都府 075-411-0073 和歌山 073-424-0028 鳥取県 0857-27-0730
山口県 083-923-4761 岡山県 086-234-1640 大分県 097-556-5925
鹿児島県 099-206-1072 文部科学省 03-5253-4111
ビール酒造組合 03-3561-8386
社団法人アルコール健康医学協会 03-5802-8761
サッポロビール 0120-207-800
サントリー 0120-139-310
アサヒビール 0120-011-121
オリオンビール 098-877-1133
全国小売酒販組合中央会 03-3714-0172
中四国アル研事務局 086-262-1191

猫に酒瓶を持たせたことで派生する動物虐待阻止関連リンク

日本動物愛護協会 03-3409-1822 日本動物福祉協会 03-3405-5681
日本愛玩動物協会 03-3235-7855 動物愛護支援の会 03-5686-7377
東京都動物愛護相談センター 03-3302-3567 兵庫県動物愛護センター 06-6432-4599
宮城県動物愛護センター 022-358-7888 長野県動物愛護センター 0267-24-5071
千葉県動物愛護センター 0476-93-5711 千葉県動物愛護センター東葛飾支所 04-7191-0050
川崎市動物愛護センター 044-766-2237 和歌山県動物愛護センター 073-489-6500
山口県動物愛護センター 083-973-8315 沖縄県動物愛護センター 098-945-3043

児童や中高生に飲酒推奨玩具を販売することで派生する倫理違反関連リンク

以下アミューズメントマシンにおいて提供される適正景品のガイドラインより抜粋

景品の種類

善良な風俗の保持、清浄な風俗環境の保持および青少年の健全な育成に障害を及ぼす

行為を防止する観点から、ゲームセンター等における正常な商習慣に照らし適合すると認められる景品に限る。

また、食品衛生法の遵守および他者の知的財産権を侵害することがないようにすべきである。

以上の点を踏まえ、次に掲げる物品等をゲームセンター等に設置されるアミューズメントマシンにおいて提供される景品として製造・販売・流通してはならない。

たばこ、喫煙器具およびこれらをモチーフにした商品

酒類、および酒をモチーフにした商品

医薬品、興奮・めまい・幻覚等の作用を目的とする有機溶剤や成分を含有する物品類

タイトー（アミューズメント系のまネコ商品販売）

<https://www.taito.co.jp/inquiry/form.html> 0120-57-0788

日本玩具協会 <http://www.toys.or.jp/> 03-3829-2513

日本PTA全国協議会 <http://www.nippon-pta.or.jp/> 03-5545-7151

社団法人 日本玩具協会 <http://www.toys.or.jp/>

主婦連合会 03-3221-7864

のまネコは未成年のアルコール一気飲みを助長する恐れがあるので、
神奈川県青少年保護育成条例に基づき有害図書類に指定するように、
のまネコ・コンテンツの18歳未満への販売や貸し出しの禁止を働きかけよう！

神奈川県ホームページ 私の提案（知事への手紙）

<http://www.pref.kanagawa.jp/teian/teian.htm>

松沢知事のブログ

<http://matsuzawa.cocolog-nifty.com/blog/>